

# 投資信託取引約款

(下線部変更・追加)

改正前	改正後
<p>第9条(解約)</p> <p>1 申込者は、この取引をいつでも解約することができます。なお、当社に対する解約の申込みは、当社所定の手続によることとします。</p> <p>2 この取引は次の事由のいずれかに該当した場合に、解約されるものとします。</p> <p>(1) 申込者から解約の申し出があった場合</p> <p>(2) やむを得ない事情により、当社が解約を申し出たとき</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p> <p><b>3 前項のほか</b>、次の各号の一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの投資信託口座を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</p>	<p>第9条(解約)</p> <p>1 申込者は、この取引をいつでも解約することができます。なお、当社に対する解約の申込みは、当社所定の手続によることとします。</p> <p>2 この取引は次の事由のいずれかに該当した場合に、解約されるものとします。</p> <p>(1) 申込者から解約の申し出があった場合</p> <p>(2) やむを得ない事情により、当社が解約を申し出たとき</p> <p><b>3 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社は</b><u>この取引を停止し、または申込者に通知することによりこの投資信託口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</u></p> <p><u>(1) この取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</u></p> <p><u>(2) この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>(3) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u></p> <p><u>(4) 当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、申込者について確認した事項、および第18条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>(5) 上記(1)～(4)に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p><u>(6) 第18条第1項から第3項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合</u></p> <p><b>4 第2項及び前項のほか</b>、次の各号の一にでも該当し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または申込者に通知することによりこの投資信託口座を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</p>

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

#### 第13条(届出事項の変更等)

- 1 改名、転居、改印など届出事項に変更(印章紛失によるお届け印の改印を除きます。)があったときは、ただちにその旨を申し出て、当社所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 2 印章を紛失したときは、ただちに当社所定の紛失届その他の書面にお届け印の紛失および改印の旨ならびに必要事項を記入し、記名押印のうえ取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 3 第1項および前項の申込者からの提出がないため、当社から申込者宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時期に到着したものとして取扱います。

<追加>

新設

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 申込者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

#### 第13条(届出事項の変更等)

- 1 改名、転居、改印など届出事項に変更(印章紛失によるお届け印の改印を除きます。)があったときは、ただちにその旨を申し出て、当社所定の変更届その他の書面に必要事項を記入し、記名押印のうえ、取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 2 印章を紛失したときは、ただちに当社所定の紛失届その他の書面にお届け印の紛失および改印の旨ならびに必要事項を記入し、記名押印のうえ取引店に提出してください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- 3 第1項および前項の申込者からの提出がないため、当社から申込者宛の通知もしくは送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき時期に到着したものとして取扱います。

4 第1項及び第2項による届出があったときは所定の手続きを完了したのちでなければ一部取引が制限されることがあります。

#### 第18条(取引の制限等)

- 1 当社は、申込者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。申込者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、募集・買付け・解約も

しくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

2 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する申込者の回答、具体的な取引の内容、申込者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

3 当社が申込者の届出の氏名・名称、住所に通知または送付書類を発送し、到達しなかった場合、募集・買付け・解約もしくは買取り等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

4 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、申込者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第18条（合意管轄）

—省略—

第19条（約款の変更）

—省略—

2019年5月20日現在  
以上

第19条（合意管轄）

—省略—

第20条（約款の変更）

—省略—

2022年6月2日現在  
以上